(都 道 府 県 各(保健所設置市 特 別 区 )

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

職場における風しん対策について

風しんについては、風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号。以下「指針」という。)に基づき、2020 年度までに排除を目標とし、対策を推進している。

厚生労働省としては、これまでも指針において、職場における健康管理として の留意点として「第三 発生の予防及びまん延の防止」の中で、「四 予防接種法 に基づかない予防接種の推奨」として「6 厚生労働省は、今後の大規模な流行 を防止する観点から、関係省庁及び事業者団体に協力を求め、雇入れ時等の様々 な機会を利用して、主として、業務により海外に渡航する者、昭和三十七年度か ら平成元年度に出生した男性の従業員及び昭和五十四年度から平成元年度に出生 した女性の従業員等が罹患歴及び予防接種歴を確認するようにするとともに、い ずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨するものと する。」、また、「五 その他必要な措置」として「5 厚生労働省は、関係省庁及 び事業者団体に協力を求め、事業者等に対し、風しんに関する情報の提供等を依 頼するものとする。また、雇入れ時等の様々な機会を利用して、主として、業務 により海外に渡航する者、昭和三十七年度から平成元年度に出生した男性の従業 員等及び昭和五十四年度から平成元年度に出生した女性の従業員等の罹患歴及び 予防接種歴のいずれも確認できない者に対する風しんの抗体検査や予防接種を受 けやすい環境の整備及び風しんに罹患した際の適切な休業等の対応等の措置を依 頼するものとする。また、国立感染症研究所において、関係団体と協力の上で、 当該措置に関する職場における風しんの感染及び予防対策の手引きを作成し、必

要となる具体的な対策について示すものとする。」とされていることから、「予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(健感発0328第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において必要な対策の実施をお願いしているところ。

今般、風しん排除に向けた取組みを加速させるため、本年1月に指針を改正し、 届出の迅速化や積極的疫学調査の強化等について定めたところである。風しんの 抗体検査や予防接種の推奨についてもより一層の推進を図るべく、健康診断時に 希望者に対し風しんの抗体検査を実施し、その結果抗体陰性者であることが判明 した職員に予防接種歴を確認するようにするとともに、いずれも確認できない者 に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨し、予防接種を受けやすい環境を 提供いただくよう、貴都道府県、保健所設置市、特別区内の職員厚生部局等に周 知いただき、必要な検討・対応をとっていただきますようお願いする。

特に、患者と直接接する可能性の高い保健所職員等については、抗体検査、予防接種を実施し、確実に抗体を有していることの確認をお願いする。

また、貴管内市町村への周知方について特段のご配慮をお願いする。